

平成 29 年 3 月期決算の対応（平成 28 年度税制改正）

多くの企業が決算期を迎える 3 月期のこの時期に、**今期の決算で留意すべき主な税制改正項目**を取りまとめました。（平成 29 年度税制改正の紹介については、次回以降にご紹介します）

1. 法人税率の引下げ（減税）

平成 28 年改正により、**法人税が平成 29 年 3 月期以降の決算から段階的に引き下げられます。**

		従前	平成 29 年 3 月期	平成 31 年 3 月期
中小企業	所得 800 万まで ※	15.0%	15.0%	15.0%
	所得 800 超の部分	23.9%	23.4%	23.2%
公益法人・協同組合等 (税率変更なし)	所得 800 万まで ※	15.0%	15.0%	15.0%
	所得 800 超の部分	19.0%	19.0%	19.0%
中小法人以外の普通法人		23.9%	23.4%	23.2%

※ 中小企業の所得年 800 万円以下の部分に適用される税率(15%)は、軽減税率の特例を適用。

2. 繰越欠損金の控除割合の変更（大企業：不利、中小企業：変更なし）

大法人等の欠損金の繰越控除制度について、控除限度割合が下記の通りとなり、実質税務負担が増えます。ただし、**中小法人等は従前の控除限度額(所得金額の 100%)を控除可能であり、影響はありません。**

	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期	平成 31 年 3 月期
控除限度割合	65%	60%	55%	50%

3. 減価償却制度の見直し

平成 28 年 4 月以降取得した「建物附属設備」「構築物」には、**定額法のみが適用**されます。また、**鉱業用の「建物」「建物附属設備」「構築物」については定額法または生産高比例法**となります。

4. 生産性向上設備投資促進税制は3月末で終了 4月から中小法人向け別制度スタート

生産性向上設備投資促進税制（A類型:先端設備、B類型:生産ライン等の改善設備）は**平成 29 年 3 月 31 日にて終了**となります。よって3月決算法人は今期取得分で終了です。下記は3月決算の場合です。

	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	中小企業者等 H29.3 期まで
建物、構築物	即時償却 3%税額控除	50%償却 2%税額控除	50%償却 2%税額控除
機械装置等	即時償却 5%税額控除	50%償却 4%税額控除	即時償却 7%税額控除継続※

※ 資本金 3000 万円以下の法人は 10%

適用漏れの無い様に、証明書等の必要書類の確認を行うことが望めます。

なお、平成29年4月からは、新たに「**中小企業経営強化税制**」がスタートします。

事前に計画を国に提出することが必要となる一方、即時償却ができるものもあり、また固定資産税の3年間 50%減免もできます。詳しくは次回以降ご紹介いたします。



@ 4 月の予定

- 4 / 1 0 ・ 3 月分源泉所得税
 - ・ 住民税の特別徴収税額納付期限
- 5 / 1 ・ 2 月決算法人の確定申告
 - ・ 5, 8, 11 月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

